

発行者情報

| | |
|---------------------------------------|---|
| 【表紙】 | |
| 【公表書類】 | 発行者情報 |
| 【公表日】 | 2024年7月29日 |
| 【発行者の名称】 | 株式会社アイビスホールディングス (IBIS HOLDINGS Co., Ltd.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 永江 榮司 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区外神田六丁目10番2号 (上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の【最寄りの連絡場所】で行っております。) |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 愛知県名古屋市東区泉二丁目27番14号 |
| 【電話番号】 | (052)526-1590(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理部長 猪田 寛生 |
| 【担当 J-Adviser の名称】 | フィリップ証券株式会社 |
| 【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 永堀 真 |
| 【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋兜町4番2号 |
| 【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.phillip.co.jp/ |
| 【電話番号】 | (03)3666-2101 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | 株式会社アイビスホールディングス https://www.ibisholdings.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/ |

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

| 回次 | 第4期中 | 第5期中 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
|--|---------|---------|----------|----------|----------|
| 決算年月 | 2023年4月 | 2024年4月 | 2021年10月 | 2022年10月 | 2023年10月 |
| 売上高 (千円) | 321,534 | 404,505 | 124,071 | 519,906 | 727,448 |
| 経常利益又は経常損失(△) (千円) | △21,231 | 15,773 | △2,180 | 29,938 | 14,573 |
| 親会社株主に帰属する中間(当期)純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円) | △20,283 | 3,465 | 7,348 | 19,661 | 6,577 |
| 中間包括利益又は包括利益 (千円) | △20,283 | 3,465 | 7,348 | 19,661 | 6,577 |
| 純資産額 (千円) | 96,621 | 126,947 | 97,242 | 116,904 | 123,481 |
| 総資産額 (千円) | 363,751 | 545,709 | 173,009 | 285,356 | 475,708 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 107.48 | 141.21 | 108.17 | 130.04 | 137.35 |
| 1株当たり配当額 (円) | — | — | — | — | — |
| (うち1株当たり中間配当額) | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) |
| 1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失(△) (円) | △22.56 | 3.85 | 8.17 | 21.87 | 7.32 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円) | — | — | — | — | — |
| 自己資本比率 (%) | 26.6 | 23.3 | 56.2 | 41.0 | 26.0 |
| 自己資本利益率 (%) | △19.0 | 2.8 | 7.9 | 18.4 | 5.5 |
| 株価収益率 (倍) | — | 337.3 | — | — | 177.7 |
| 配当性向 (%) | — | — | — | — | — |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | △14,467 | △4,561 | 6,781 | 40,293 | 2,979 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | △31,570 | △60,896 | △2,059 | △53,099 | △49,766 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 82,140 | 50,746 | 20,000 | 47,600 | 170,470 |
| 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円) | 124,676 | 197,546 | 53,781 | 88,574 | 212,257 |
| 従業員数 (人) | 74 | 76 | 29 | 52 | 62 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (7) | (20) | (—) | (7) | (5) |

- (注) 1. 第2期は決算期の変更により2021年7月1日から2021年10月31日までの4ヶ月間となっております。
2. 第4期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第2期、第3期、第4期及び第5期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第2期、第3期及び第4期中間期の株価収益率については、当社株式が非上場であったため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く)は、期中平均人員数を()外数で記載しております。
7. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき第3期及び第4期中間期の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けており、また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき第4期及び第5期中間期の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けておりますが、第2期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

8. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第3期の期首から適用しており、第3期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。
9. 2023年1月31日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年4月30日現在

| セグメントの名称 | 従業員数（人） |
|------------|---------|
| 就労支援サービス事業 | 76(20) |
| 合計 | 76(20) |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2024年4月30日現在

| 従業員数（人） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 平均年間給与（千円） |
|---------|---------|-----------|------------|
| 5（－） | 44.7 | 1.4 | 4,887 |

| セグメントの名称 | 従業員数（人） |
|------------|---------|
| 就労支援サービス事業 | 5（－） |
| 合計 | 5（－） |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート・アルバイトを含み、人材会社からの派遣社員は除く）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社グループの業績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次の通りであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい経済活動の制限が緩和され、経済活動が正常化していく動きが見られました。一方で、ウクライナやイスラエル等世界各地での緊張状態が継続している中、エネルギーを中心とした物価上昇、円安による輸入品価額の上昇等があり、物価高騰による不透明な経済環境状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは就労継続支援B型事業及び施設外作業所事業において、既存事業所及び施設外作業所の出店を進め、関東地区初の事業所及び施設外作業所を出店することができ、事業基盤のさらなる拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は404,505千円（前年同期比25.8%増）、営業利益は9,177千円（前年同期は営業損失27,883千円）、経常利益は15,773千円（前年同期は経常損失21,231千円）、親会社株主に帰属する中間純利益は3,465千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失20,283千円）となりました。

なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて14,711千円減少し、197,546千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は4,561千円（前年同期は14,467千円の資金の使用）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益の計上15,064千円に加え、減価償却費の計上7,110千円等により資金が増加した一方、売上債権の増加額7,711千円、棚卸資産の増加額7,362千円等により資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は60,896千円（前年同期は31,570千円の資金の使用）となりました。これは主に、関係会社株式の取得による支出41,660千円、差入保証金の差入による支出21,738千円等により資金が減少したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は50,746千円（前年同期は82,140千円の資金の獲得）となりました。これは、長期借入金の返済による支出9,254千円により資金が減少した一方、長期借入れによる収入60,000千円により資金が増加したことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における事業別販売実績を示すと、次の通りであります。

| 事業名 | 当中間連結会計期間 (自2023年11月1日 至2024年4月30日) | 前年同期比 (%) |
|-----------------|---|-----------|
| 就労継続支援B型事業 (千円) | 361,282 | 119.1 |
| 施設外作業所事業 (千円) | 29,192 | 517.1 |
| グループホーム事業 (千円) | 7,790 | — |
| その他 (千円) | 6,240 | 75.2 |
| 合計 (千円) | 404,505 | 125.8 |

(注) 1. グループホーム事業については、前中間連結会計期間において販売実績がないため、前年同期比 (%) を記載しておりません。

2. 最近2中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

| 相手先 | 前中間連結会計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日) | | 当中間連結会計期間 (自2023年11月1日 至2024年4月30日) | |
|----------------|---|--------|---|--------|
| | 金額 (千円) | 割合 (%) | 金額 (千円) | 割合 (%) |
| 愛知県国民健康保険団体連合会 | 266,137 | 82.8 | 304,809 | 75.4 |

3【対処すべき課題】

2024年1月30日の発行情報公表後、当中間連結会計期間において重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、または2024年1月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております、当社株式の証券市場 TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年10月27日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限り）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難で

ある旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b)甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b)前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

- ⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b)上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

- ⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規

- 程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
 - a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
 - b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。
 - ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
 - ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
 - ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
 - ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
 - ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
 - ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
 - d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
 - ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
 - ⑰ 株式売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
 - ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
 - ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
 - ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは（株）東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と

認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて49,174千円増加し、401,513千円となりました。

これは、現金及び預金が14,711千円減少したものの、売掛金が8,257千円、前払費用が8,139千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて20,826千円増加し、144,196千円となりました。

これは、建設仮勘定が2,213千円減少したものの、建物及び構築物（純額）が4,551千円、差入保証金が21,716千円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べて70,001千円増加し、545,709千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて27,168千円増加し、131,420千円となりました。

これは主として、1年内返済予定の長期借入金が12,408千円、未払法人税等が8,209千円増加したこと等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて39,367千円増加し、287,342千円となりました。

これは主として、長期借入金が38,338千円増加したこと等によるものであります。

以上の結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて66,536千円増加し、418,762千円となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べて3,465千円増加し、126,947千円となりました。

これは、親会社株主に帰属する中間純利益3,465千円を計上したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

| 記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類 | 発行可能株式総数(株) | 未発行株式数(株) | 中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年4月30日) | 公表日現在発行数(株) (2024年7月29日) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------------------------------|-----------------------------|-------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 3,596,000 | 2,697,000 | 899,000 | 899,000 | 東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) | 単元株式数 100株 |
| 計 | 3,596,000 | 2,697,000 | 899,000 | 899,000 | — | — |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(千円) | 資本金残高(千円) | 資本準備金増減額(千円) | 資本準備金残高(千円) |
|---------------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 2023年11月1日～ 2024年4月30日 | — | 899,000 | — | 49,900 | — | — |

(6)【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------|--|----------|---------------------|
| 株式会社旺司ライフワーク (注) | 岐阜県岐阜市北一色1-10-5 | 888,000 | 98.78 |
| 桂新堂株式会社 | 愛知県名古屋市中熱田区金山町1-5-4 | 10,000 | 1.11 |
| アクアプレコン株式会社 | 神奈川県川崎市高津区溝口1-15-3 ブランド溝の口レジデンス1201号室 | 1,000 | 0.11 |
| 計 | — | 899,000 | 100.00 |

(注) 株式会社旺司ライフワークは当社代表取締役永江榮司の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年4月30日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|-----------------|-----------------|-----------|--|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式 (その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式 (その他) | 普通株式 899,000 | 8,990 | 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 899,000 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 8,990 | — |

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 2023年11月 | 2023年12月 | 2024年1月 | 2024年2月 | 2024年3月 | 2024年4月 |
|--------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 最高 (円) | — | — | — | — | — | — |
| 最低 (円) | — | — | — | — | — | — |

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2023年11月から2024年4月については、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

2024年1月30日付の発行情報公表日後、本中間発行情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2023年11月1日から2024年4月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2023年10月31日) | 当中間連結会計期間 (2024年4月30日) |
|---------------|--------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 212,257 | 197,546 |
| 売掛金 | 124,676 | 132,933 |
| 契約資産 | 545 | — |
| 商品 | — | 7,362 |
| 前渡金 | — | 41,660 |
| 前払費用 | 10,567 | 18,706 |
| その他 | 4,292 | 3,304 |
| 流動資産合計 | 352,338 | 401,513 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 50,324 | 54,876 |
| 車両運搬具（純額） | 146 | 335 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 15,730 | 15,193 |
| 建設仮勘定 | 3,000 | 786 |
| 有形固定資産合計 | ※1 69,201 | ※1 71,192 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 2,689 | 2,060 |
| ソフトウェア | ※2 8,883 | ※2 7,507 |
| 無形固定資産合計 | 11,572 | 9,567 |
| 投資その他の資産 | | |
| 長期前払費用 | 6,744 | 5,903 |
| 差入保証金 | 29,447 | 51,164 |
| 繰延税金資産 | 6,269 | 6,222 |
| その他 | 134 | 146 |
| 投資その他の資産合計 | 42,595 | 63,436 |
| 固定資産合計 | 123,369 | 144,196 |
| 資産合計 | 475,708 | 545,709 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2023年10月31日) | 当中間連結会計期間 (2024年4月30日) |
|---------------|--------------------------|---------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 3,670 | 5,950 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 11,436 | 23,844 |
| 未払金 | 57,404 | 54,958 |
| 未払費用 | 8,948 | 8,347 |
| 未払法人税等 | 3,375 | 11,584 |
| 未払消費税等 | 7,704 | 3,489 |
| 前受金 | — | 9,900 |
| 預り金 | 9,471 | 10,151 |
| 賞与引当金 | 2,241 | 3,193 |
| 流動負債合計 | 104,251 | 131,420 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 236,634 | 274,972 |
| 資産除去債務 | 10,975 | 12,036 |
| 繰延税金負債 | 366 | 334 |
| 固定負債合計 | 247,975 | 287,342 |
| 負債合計 | 352,226 | 418,762 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 49,900 | 49,900 |
| 資本剰余金 | 40,000 | 40,000 |
| 利益剰余金 | 33,581 | 37,047 |
| 株主資本合計 | 123,481 | 126,947 |
| 純資産合計 | 123,481 | 126,947 |
| 負債純資産合計 | 475,708 | 545,709 |

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前中間連結会計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日) | | 当中間連結会計期間 (自2023年11月1日 至2024年4月30日) | |
|---|---|---------|---|---------|
| 売上高 | ※1 | 321,534 | ※1 | 404,505 |
| 売上原価 | | 245,003 | | 257,280 |
| 売上総利益 | | 76,530 | | 147,225 |
| 販売費及び一般管理費 | ※2 | 104,413 | ※2 | 138,047 |
| 営業利益又は営業損失(△) | | △27,883 | | 9,177 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 0 | | 18 |
| 補助金収入 | | 4,945 | | 1,148 |
| 助成金収入 | | 1,780 | | 6,769 |
| その他 | | 422 | | 39 |
| 営業外収益合計 | | 7,148 | | 7,975 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | | 463 | | 1,367 |
| その他 | | 32 | | 12 |
| 営業外費用合計 | | 495 | | 1,379 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | △21,231 | | 15,773 |
| 特別利益 | | | | |
| 固定資産売却益 | ※3 | 409 | | — |
| 資産除去債務戻入益 | | 853 | | — |
| 特別利益合計 | | 1,263 | | — |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | | — | ※4 | 708 |
| 特別損失合計 | | — | | 708 |
| 税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失(△) | | △19,967 | | 15,064 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 4,134 | | 11,584 |
| 法人税等調整額 | | △3,818 | | 14 |
| 法人税等合計 | | 315 | | 11,599 |
| 中間純利益又は中間純損失(△) | | △20,283 | | 3,465 |
| 親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△) | | △20,283 | | 3,465 |

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前中間連結会計期間 (自2022年11月1日 至2023年4月30日) | 当中間連結会計期間 (自2023年11月1日 至2024年4月30日) |
|-----------------|---|---|
| 中間純利益又は中間純損失(△) | △20,283 | 3,465 |
| 中間包括利益 (内訳) | △20,283 | 3,465 |
| 親会社株主に係る中間包括利益 | △20,283 | 3,465 |

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | 純資産合計 |
|------------------------|--------|--------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 49,900 | 40,000 | 27,004 | 116,904 | 116,904 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する 中間純損失（△） | | | △20,283 | △20,283 | △20,283 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | △20,283 | △20,283 | △20,283 |
| 当中間期末残高 | 49,900 | 40,000 | 6,721 | 96,621 | 96,621 |

当中間連結会計期間（自 2023年11月1日 至 2024年4月30日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------|--------|--------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 49,900 | 40,000 | 33,581 | 123,481 | 123,481 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 親会社株主に帰属する 中間純利益 | | | 3,465 | 3,465 | 3,465 |
| 当中間期変動額合計 | — | — | 3,465 | 3,465 | 3,465 |
| 当中間期末残高 | 49,900 | 40,000 | 37,047 | 126,947 | 126,947 |

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前中間連結会計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日) |
|----------------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前中間純利益又は 税金等調整前中間純損失 (△) | △19,967 | 15,064 |
| 減価償却費 | 10,477 | 7,110 |
| のれん償却額 | 628 | 628 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | △15,739 | 952 |
| 受取利息 | △0 | △18 |
| 支払利息 | 463 | 1,367 |
| 固定資産売却益 | △409 | — |
| 固定資産除却損 | — | 708 |
| 売上債権の増減額 (△は増加) | △12,028 | △7,711 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | 34,388 | △2,445 |
| 未払消費税等の増減額 (△は減少) | △1,841 | △4,214 |
| 預り金の増減額 (△は減少) | 9,175 | 680 |
| 補助金収入 | △4,945 | △1,148 |
| 助成金収入 | △1,780 | △6,769 |
| 棚卸資産の増減額 (△は増加) | — | △7,362 |
| 仕入債務の増減額 (△は減少) | — | 2,279 |
| 前払費用の増減額 (△は増加) | △344 | △8,082 |
| その他 | △1,977 | 285 |
| 小計 | △3,901 | △8,675 |
| 利息の受取額 | 0 | 18 |
| 利息の支払額 | △355 | △1,424 |
| 補助金の受取額 | 600 | 1,148 |
| 助成金の受取額 | 1,780 | 6,769 |
| 法人税等の支払額 | △12,591 | △2,396 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △14,467 | △4,561 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △21,617 | △7,397 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 1,000 | — |
| 無形固定資産の取得による支出 | △4,072 | — |
| 関係会社株式の取得による支出 | — | △41,660 |
| 関係会社株式の売却による収入 | — | 9,900 |
| 差入保証金の差入による支出 | △8,680 | △21,738 |
| 差入保証金の回収による収入 | 1,800 | — |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △31,570 | △60,896 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入れによる収入 | 10,000 | — |
| 短期借入金の返済による支出 | △5,001 | — |
| 長期借入れによる収入 | 80,000 | 60,000 |
| 長期借入金の返済による支出 | △2,859 | △9,254 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 82,140 | 50,746 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 36,101 | △14,711 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 88,574 | 212,257 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | ※ 124,676 | ※ 197,546 |

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数：4社

連結子会社の名称：(株)IBIS東海、(株)ICS名古屋、(株)HUGアイビス、(株)関東IBIS

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 3～15年

車両運搬具 2～5年

工具、器具及び備品 3～11年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当中間連結会計期間に対応する金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、以下に記載の通りであります。

① 就労継続支援B型事業

就労継続支援B型事業を行っており、利用者に対し、就労移行に関わるサービスを提供した時点で収益を認識しております。

② グループホーム事業

障害者総合支援法の訓練等給付に基づく共同生活援助（グループホーム）事業を行っており、利用者に対し、居住空間の提供及び食事や生活介助等のサービスを提供した時点で収益を認識しております。

また、短期入所については、宿泊の場を提供した時点で収益を認識しております。

③ 施設外作業所事業

障害者総合支援法の施設外就労に基づく施設外作業所として主に洋菓子等商品を販売しております。当該販売については店舗及びECサイトでの販売であり、商品の支配が顧客に移転した時点で、商品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの役割が購買代行及び代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収

益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等に償却しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定給付型の制度として複数事業主制度の企業年金基金（福祉はぐくみ企業年金基金）に加入しております。当該企業年金基金は、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、当社連結子会社が免税事業者の場合は、税込方式を採用しております。

(表示方法の変更)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

営業活動によるキャッシュ・フロー

前中間連結会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「前払費用の増減額」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△2,321千円は、「前払費用の増減額」△344千円、「その他」△1,977千円として組み替えております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額 (減損損失累計額を含む)

| | 前連結会計年度 (2023年10月31日) | 当中間連結会計期間 (2024年4月30日) |
|----------------|--------------------------|---------------------------|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 33,246千円 | 38,895千円 |

※2 国庫補助金等により取得原価から控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次の通りであります。

| | 前連結会計年度 (2023年10月31日) | 当中間連結会計期間 (2024年4月30日) |
|--------|--------------------------|---------------------------|
| ソフトウェア | 2,999千円 | 2,999千円 |

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

| | 前中間連結会計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日) |
|----------|---|---|
| 役員報酬 | 20,250千円 | 25,950千円 |
| 給料手当及び賞与 | 8,705 | 14,154 |
| 賞与引当金繰入額 | 933 | 763 |
| 退職給付費用 | — | 848 |
| 採用教育費 | 15,081 | 9,753 |
| 租税公課 | 13,030 | 13,741 |
| 支払手数料 | 10,389 | 14,289 |
| 支払報酬料 | 10,383 | 15,187 |
| 減価償却費 | 1,971 | 2,691 |
| のれん償却額 | 583 | 583 |

※3 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

| | 前中間連結会計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日) |
|-----------|---|---|
| 工具、器具及び備品 | 409千円 | — |
| 計 | 409千円 | — |

※4 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

| | 前中間連結会計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日) |
|---------|---|---|
| 建物及び構築物 | — | 708千円 |
| 計 | — | 708千円 |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数 (株) | 当中間連結会計期 間増加株式数 (株) | 当中間連結会計期 間減少株式数 (株) | 当中間連結会計期 間末株式数 (株) |
|----------|----------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 (注) | 8,990 | 890,010 | — | 899,000 |

(注) 当中間連結会計期間増加株式数890,010株は、株式分割によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計年度 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数 (株) | 当中間連結会計期 間増加株式数 (株) | 当中間連結会計期 間減少株式数 (株) | 当中間連結会計期 間末株式数 (株) |
|-------|----------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 899,000 | — | — | 899,000 |

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 前中間連結会計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日) |
|-----------|---|---|
| 現金及び預金勘定 | 124,676千円 | 197,546千円 |
| 現金及び現金同等物 | 124,676 | 197,546 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（2023年10月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------|--------------------|---------|---------|
| 差入保証金 | 29,447 | 29,032 | △414 |
| 資産計 | 29,447 | 29,032 | △414 |
| 長期借入金 (1年内返済予定を含む) | 248,070 | 244,595 | △3,474 |
| 負債計 | 248,070 | 244,595 | △3,474 |

当中間連結会計期間（2024年4月30日）

| | 中間連結貸借対照表 計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------------------|-----------------------|---------|---------|
| 差入保証金 | 51,164 | 50,780 | △384 |
| 資産計 | 51,164 | 50,780 | △384 |
| 長期借入金 (1年内返済予定を含む) | 298,816 | 294,022 | △4,793 |
| 負債計 | 298,816 | 294,022 | △4,793 |

(注) 現金については注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2023年10月31日）

| 区分 | 時価 (千円) | | | |
|-----------------------|---------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | — | 29,032 | — | 29,032 |
| 資産計 | — | 29,032 | — | 29,032 |
| 長期借入金 (1年内返済予定を含む) | — | 244,595 | — | 244,595 |
| 負債計 | — | 244,595 | — | 244,595 |

当中間連結会計期間（2024年4月30日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|-----------------------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 差入保証金 | — | 50,780 | — | 50,780 |
| 資産計 | — | 50,780 | — | 50,780 |
| 長期借入金 （1年内返済予定を含む） | — | 294,022 | — | 294,022 |
| 負債計 | — | 294,022 | — | 294,022 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、変動金利の借入は、金利の変動を反映していることから時価は当該帳簿価額によっており、固定金利の借入は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物及び構築物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を契約期間又は取得から15年と見積り、割引率は0.15%~1.15%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

| | 前連結会計年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日) | 当中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日) |
|-----------------|--|---|
| 期首残高 | 10,005千円 | 10,975千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 1,778 | 1,036 |
| 時の経過による調整額 | 44 | 25 |
| 資産除去債務の戻入による減少額 | △853 | — |
| 期末残高 | 10,975 | 12,036 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日)

(単位: 千円)

| | 就労継続支援B型事業 | 相談支援事業 | 施設外作業所事業 | その他 | 計 |
|-----------------|------------|--------|----------|-------|---------|
| 一時点で移転される財 | 303,405 | 4,183 | 5,645 | 8,300 | 321,534 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | — | — | — | — | — |
| 顧客との契約から生じる収益 | 303,405 | 4,183 | 5,645 | 8,300 | 321,534 |
| 外部顧客との売上高 | 303,405 | 4,183 | 5,645 | 8,300 | 321,534 |

当中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

(単位: 千円)

| | 就労継続支援B型事業 | 施設外作業所事業 | グループホーム事業 | その他 | 計 |
|-----------------|------------|----------|-----------|-------|---------|
| 一時点で移転される財 | 361,282 | 29,192 | 7,790 | 6,240 | 404,505 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | — | — | — | — | — |
| 顧客との契約から生じる収益 | 361,282 | 29,192 | 7,790 | 6,240 | 404,505 |
| 外部顧客との売上高 | 361,282 | 29,192 | 7,790 | 6,240 | 404,505 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

(単位: 千円)

| | 前連結会計年度 | 当中間連結会計期間 |
|-----------------------------|---------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 売掛金 | 94,156 | 124,676 |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 売掛金 | 124,676 | 132,933 |
| 契約資産 (期首残高) | — | 545 |
| 契約資産 (期末残高) | 545 | — |

契約資産は、福祉・障害サービスにおける国民健康保険連合会との契約について期末日時点で完了しているが未請求の福祉・障害サービスに係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える取引はないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当社グループは、就労支援サービス事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

就労支援サービス事業の売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高（千円） |
|----------------|---------|
| 愛知県国民健康保険団体連合会 | 266,137 |

(注) 当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2023年11月1日 至 2024年4月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

就労支援サービス事業の売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高（千円） |
|----------------|---------|
| 愛知県国民健康保険団体連合会 | 304,809 |

(注) 当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年11月1日 至 2024年4月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

のれんの償却額は583千円、未償却残高は2,916千円であります。また、株式会社ブレースデントからの事業譲受により発生した営業権の未償却残高が401千円あります。なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2023年11月1日 至 2024年4月30日）

のれんの償却額は583千円、未償却残高は1,749千円であります。また、株式会社ブレースデントからの事業譲受により発生した営業権の未償却残高が310千円あります。なお、当社グループは就労支援サービス事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022年11月1日 至 2023年4月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2023年11月1日 至 2024年4月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (2023年10月31日) | 当中間連結会計期間 (2024年4月30日) |
|-----------|--------------------------|---------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 137円35銭 | 141円21銭 |

(注) 当社は、2023年1月31日開催の取締役会の決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額を算定しております。

| | 前中間連結会計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失(△) | △22円56銭 | 3円85銭 |

- (注) 1. 当社は、2023年1月31日開催の取締役会の決議に基づき、同日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。前中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)を算定しております。
2. 前中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前中間連結会計期間 (自 2022年11月1日 至 2023年4月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日) |
|---|---|---|
| 親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△) | △20,283千円 | 3,465千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －千円 | －千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失(△) | △20,283千円 | 3,465千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 899,000株 | 899,000株 |

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前連結会計年度 (2023年10月31日) | 当中間連結会計期間 (2024年4月30日) |
|---------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 純資産の部の合計額 | 123,481千円 | 126,947千円 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 | －千円 | －千円 |
| 普通株式に係る期末の純資産額 | 123,481千円 | 126,947千円 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 | 899,000株 | 899,000株 |

(重要な後発事象)

(株式会社ICS名古屋の株式の全部譲渡)

当社は、2024年4月15日開催の取締役会決議により、当社の連結子会社である株式会社ICS名古屋（以下、「ICS名古屋」といいます。）の全株式を譲渡する契約を締結し、2024年5月1日付で当該株式譲渡を完了しております。なお、本件株式譲渡に伴い、ICS名古屋は当社の連結子会社から除外されることとなります。

1. 株式譲渡の概要

① 株式譲渡の相手の名称及び譲渡株式数

代表取締役 濱田 仁 198株

② 株式譲渡の理由

ICS名古屋は現在、障害者総合支援法の訓練等給付に基づく共同生活援助（グループホーム）事業を行っており、相談支援サービスにおいて個別支援計画を作成した利用者のうち、居住利用希望者に対して、居住空間の提供および食事や生活介助等のサービス提供を行っております。また、短期入所（ショートステイ）としての認可を得ており、利用者のニーズに合わせた施設運営を行っております。

2024年4月15日現在、愛知県尾張旭市において、アイビスの家 尾張旭東山を1ヶ所展開しております。

今後、現在のグループホーム事業に加え、居宅介護事業等を展開していく構想を濱田氏が持っており、それらを展開していくにあたり、自身がより裁量権を持った経営をしていきたい意向を表明しました。

取締役会でも慎重に協議した結果、濱田氏の意向に沿い、当社が保有するICS名古屋の全株式を濱田氏に譲渡することにいたしました。

2. 株式の譲渡契約日及び譲渡実行日

① 株式譲渡契約締結日 2024年4月30日

② 株式譲渡実行日 2024年5月1日

3. 当該子会社の名称、事業内容

① 名称 株式会社ICS名古屋

② 事業の内容 障害者総合支援法の訓練等給付に基づく共同生活援助（グループホーム）事業

4. 譲渡前後の保有株式数及び持分比率

① 譲渡前の株式数 198株

② 譲渡前の持分比率 100%

③ 譲渡後の株式数 0株

④ 譲渡後の持分比率 0%

(株式会社スマイルライフの株式取得（持分法適用関連会社化）)

当社は、2024年4月15日開催の取締役会において、株式会社スマイルライフの株式44.4%を取得し、持分法適用関連会社化することを決議し、2024年5月1日付で当該株式取得を完了しております。

1. 株式取得の概要

① 株式取得の相手の名称及び取得株式数

株式会社エガオライフ、その他株主2名 3,990株

② 株式取得の理由

株式会社スマイルライフは現在、連結子会社の株式会社IBIS東海と施設外就労業務請負契約を締結し、アイビス丸田町施設外作業所を運営しております。株式会社スマイルライフが手掛ける中古ブランド品及び貴金属の売買事業における事務作業やPC入力作業等は障がい者の方々が担う作業に適しており、当社グループといたしましては施設外作業所運営の観点で事業上のシナジー（相乗効果）があるものと考えております。

現在、連結子会社の株式会社HUGアイビスが施設外作業所事業を主に担っておりますが、当社グループといたしましては、施設外作業所の重要性が今後さらに高まるものと考え、当社グループの経営理念や取り組みに賛同いただける当社グループ外企業との連携を積極的に検討していく方針です。

このような方針に基づき、今般、株式会社スマイルライフとの間で資本的な関係性を構築する決定をいたしました。

2. 株式の取得契約日及び取得実行日

- ① 株式取得契約締結日 2024年4月30日
- ② 株式取得実行日 2024年5月1日

3. 被取得企業（持分法適用関連会社となる企業）の名称、事業内容

- ① 名称 株式会社スマイルライフ
- ② 事業の内容 中古ブランド品及び貴金属の売買事業

4. 取得前後の保有株式数及び持分比率

- ① 取得前の株式数 0株
- ② 取得前の持分比率 0%
- ③ 取得後の株式数 3,990株
- ④ 取得後の持分比率 44.4%

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

株式会社アイビスホールディングス
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士
業務執行社員

新開 智之

代表社員 公認会計士
業務執行社員

小室 豊和

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイビスホールディングスの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2023年11月1日から2024年4月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイビスホールディングス及び連結子会社の2024年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2023年11月1日から2024年4月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。